

令和2年度

強くしなやかな食品産業づくり補助金  
地消地産化パッケージモデル事業  
ネットワーク構築支援

【公募要領】

(公募開始) 令和2年4月1日(水)

(締め切り) 令和3年1月29日(金) 必着

(受付時間)

9:30~17:00 月~金曜日(祝祭日を除く)

(提出方法)

郵送、電子メール、持参

(受付先・問い合わせ先)

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第二グループ

690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話: 0852-22-6398

E-mail: tenjikai1@pref.shimane.lg.jp

本公募要領は、島根県しまねブランド推進課ホームページからダウンロードできます。

([https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/sanhin\\_ikusei/tsuyokushinayaka/t\\_suyokushinayaka.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/sanhin_ikusei/tsuyokushinayaka/t_suyokushinayaka.html))

島根県しまねブランド推進課

# 〔 目 次 〕

|    |                         |     |
|----|-------------------------|-----|
| I  | 本補助金事業について .....        | 1   |
|    | 1. 事業の目的 .....          | 1   |
|    | 2. 事業の内容 .....          | 1   |
|    | 3. 補助対象者 .....          | 1   |
|    | 4. 事業の要件 .....          | 1   |
|    | 5. 補助対象事業及び補助対象経費 ..... | 1   |
|    | 6. 補助率等 .....           | 1   |
|    | 7. 申請手続きの概要 .....       | 1～3 |
|    | 8. 補助事業期間 .....         | 3   |
|    | 9. 補助事業者の義務 .....       | 3   |
|    | 10. その他 .....           | 4   |
| II | 受付先及び問い合わせ先 .....       | 4   |

# I 本補助金事業について

## 1. 事業の目的

本制度は、地域経済循環拡大に向けた取り組みを目指す事業者が、事業実施に向けた準備・調査を行うことで、実現性の高い事業計画の策定を推進することを目的としています。

## 2. 事業の内容

地消地産化モデル創出支援補助金の申請を目指す事業者が実施する、ネットワーク構築、市場調査、技術調査等の事前の取り組みを支援する。

## 3. 補助対象者

島根県内に主たる事業所又は工場を有する食品等製造事業者を対象とします。

## 4. 事業の要件

### ●地消地産化モデル創出支援補助金の申請を目指す事業であること

将来の地消地産化モデル創出支援補助金の申請に向けた商品を有すること要件とします。

(注) 次の事業については、審査の過程で該当すると判断された場合、採択されません。

○本事業と国が助成する他の制度（補助金、委託費等）とを併用し、同一の事業内容を実施する場合。ただし、配分や割当の考え方が十分に整理できている場合は除く。

○公の秩序善良の風俗（公序良俗）に反する事業

## 5. 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象経費は以下に関する費用で、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

- ・ 1次産業～3次産業の事業参加者との連携を推進するための、研修会開催、先進地視察等
- ・ 商品化に向けた市場調査、市場分析等
- ・ 商品実現の可能性を探る試作、技術導入、分析等

### 〔対象経費〕

報償費(謝金)、旅費、材料費及び消耗品費、印刷費、広報費、委託料(事業費の1/2を上限とする)、発送費、使用料及び借り上げ料、展示会等出展料、分析・検査費、その他知事が必要と認めるもの

(注) 次のいずれかに該当する経費については補助対象外

- ・ 現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費
- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 人件費
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 6. 補助率等

〔補助率〕 1 / 2 以内

〔補助上限額〕 1 事業あたり 5 0 0 千円

〔補助下限額〕 なし

## 7. 申請手続の概要

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第二グループ (P. 4 参照)

(2) 応募期間

令和2年4月1日(水)～令和3年1月29日(金)  
受付時間：9：30～17：00、月～金曜日(祝祭日を除く)  
受付最終日の17：00までに必着するよう提出して下さい。

(3) 提出書類

表1で定める提出書類を、郵送、電子メール又は直接持参により申請受付先に提出してください。  
なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却は致しません。郵送での提出の場合は、封筒に赤字で「強くしなやかな食品産業づくり事業申請書在中」と記入してください。

(4) 審査

書類提出後、県担当課から指摘事項があれば申請者へ連絡し確認させていただきます。  
その後、表2で定める審査項目(P. 3参照)に基づき、書面審査を行います。なお、審査は提出書類をもって行いますので、不備のないよう十分ご注意下さい。

(5) 通知

審査結果(採択又は不採択)について、後日、島根県しまねブランド推進課から申請者あてに通知します。

(6) 公表

採択となった場合には、原則として、事業実施者名・住所(市町村名)、業種、補助金額、交付年度、事業計画名、事業内容を公表します。

(7) その他

採択となった場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

[事業の流れ]

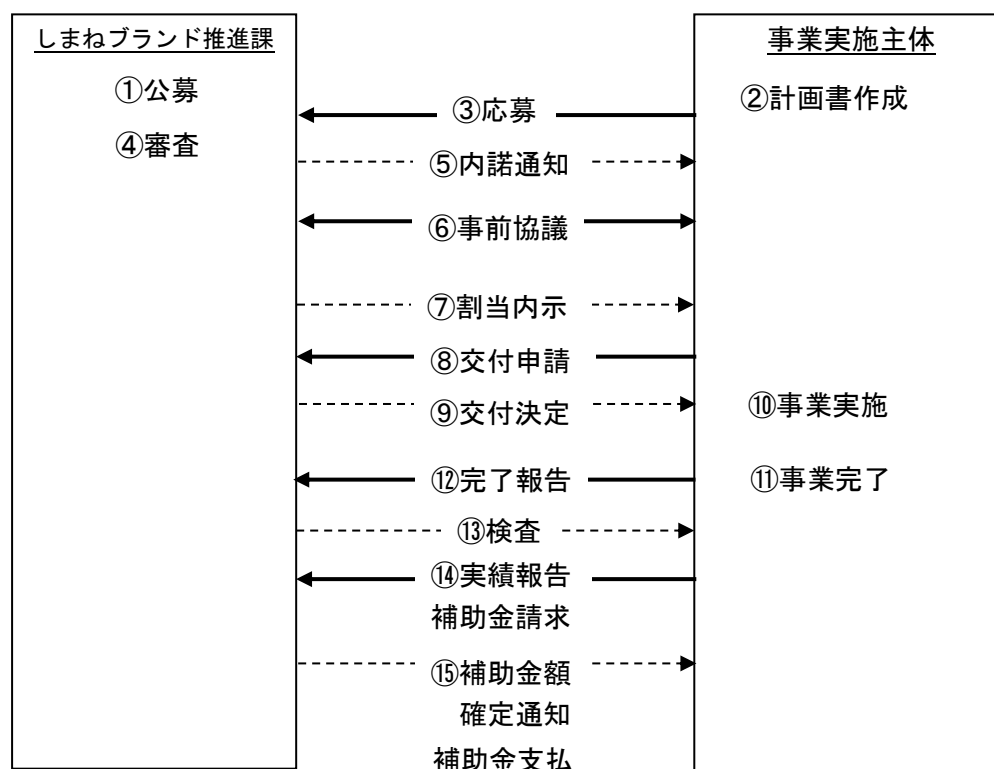


表 1 : 提出書類

| 提 出 書 類   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施計画書 (様式第 1 号の④)</li> <li>・ 事業実施主体の定款 (協議会等の場合は規約、構成員名簿)</li> <li>・ 会社案内 (企業パンフレット)</li> <li>・ 島根県税の納税等の証明書※島根県東部又は西部県民センターが発行するもの</li> <li>・ 直近 2 期の決算報告書 (個人の場合は青色申告決算書等)<br/>※これらの書類がない設立後 2 年未満の事業者は、事業計画書及び収支予算書を提出</li> <li>・ 暴力団等排除に関する誓約書 (様式第 1 3 号)</li> <li>・ 見積書 (見積書が取れる内容のものに限る)</li> <li>・ その他知事が必要と認める書類</li> </ul> |
| <p><b>【提出部数】 1 部</b><br/>           郵送、電子メール又は直接持参により提出してください。<br/>           なお、電子メールでファイルを送信した際は、必ず送信確認を電話にて行ってください。</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用紙サイズは A 4 規格で統一するようにしてください。</li> <li>・ 電子ファイルは「ワード」又は「エクセル」により作成してください。</li> </ul>  |

表 2 : 審査項目

| 審 査 項 目   |
|---|
| <p>①事業内容<br/>地消地産化モデル創出支援補助金の申請を目指す事前の取り組みであるか。</p> <p>②経営状況<br/>財務状況に問題がないか</p> <p>③費用対効果<br/>事業内容に対する経費が適切か</p> |

**8. 補助事業期間**

補助事業期間は、原則として交付決定日から 2021 年 3 月 31 日までの間となります。  
 交付決定日より前に行った事業については、補助対象となりませんので注意してください。

**9. 補助事業者の義務**

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助金の交付決定を受けた場合には、事業終了後速やかに実績報告書を提出してください (事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確にわかるようにしておいてください)。  
 原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (3) 交付申請に当たっては、消費税及び地方消費税等相当額を補助対象経費から除外して申請してください。
- (4) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。

## 10. その他

- (1) 補助金は、事業が完了し補助金額が確定した後、補助金交付請求書の提出を受けて支払います。
- (2) 補助事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」ならびに「補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号）」等に違反する行為等（例：虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

## II 受付先及び問い合わせ先

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第二グループ  
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
電話：0852-22-6398 FAX：0852-22-6859  
E-mail：tenjikai1@pref.shimane.lg.jp